

発議第 1 号

大台町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 1 0 日 提出

提出者 大台町議会運営委員会委員長 古家 大輔

記

大台町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

大台町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 18 年大台町条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「ため」の次に「町外に」を加え、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項を同条第 3 項とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

本会議や委員会に出席する場合などの町内移動に対する費用弁償を廃止し、町外に旅行した場合のみ支給対象とするため改正するものである。